

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等） みよし市指定管理者選定審査会(明知下ふるさとふれあい広場) みよし市指定管理者選定審査会(太陽の広場)		
開催日時	平成25年10月1日（火）午後1時30分から午後3時まで		
開催場所	市役所3階 研修室1・2		
出席者	別紙会議録のとおり		
次回開催予定日	—		
問合せ先	みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等） 健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当 （担当：山田・加藤） 電話(0561)-32-8009 みよし市指定管理者選定審査会（明知下ふるさとふれあい広場） 協働部 協働推進課 （担当：森永・二子石） 電話(0561)-32-8025 みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場） 教育委員会 スポーツ課 （担当：深津） 電話(0561)-32-8027		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	
審議経過	別紙会議録のとおり		

第2回 みよし市立福祉センター等・明知下ふるさとふれあい広場・太陽の広場
指定管理者選定審査会議事録

日時	平成25年10月1日(火) 午後1時30分から午後3時
場所	市役所 研修室1・2
出席者	浅野俊夫(会長)・小野田英久(副会長)・藤田茂弥(委員)・野々山勝利(委員) 正道克美(委員)・河合利典(オブザーバー)
欠席者	なし
事務局	加藤健康福祉部長・加納協働部長・塚本教育部長・鈴木健康福祉部次長 佐伯協働専門監・森永協働推進課副主幹・同課二子石主任主査・野々山スポーツ専門監 深津スポーツ課副主幹・深谷高齢福祉課長・同課山田副主幹・同課加藤主任主査

事務局	定刻になりましたので、ただいまから、第2回みよし市立福祉センター等・明知下ふるさとふれあい広場・太陽の広場指定管理者選定審査会を開催いたします。 始めに礼の交歓をしたいと思います。 一同礼
全員	礼
事務局	始めに、各施設の指定管理者選定審査会設置要綱により、本日は、委員の半数以上の出席がありますので、会議は成立していますことを、ご報告させていただきます。 それでは、健康福祉部長の加藤良信が挨拶を申し上げます。
加藤部長	【挨拶】
事務局	選定審査会設置要綱の規定により、議事の進行は会長にお願いいたします。浅野会長、よろしく申し上げます。
浅野会長	早速ですが、審議に入らせていただきます。 尚、本日の会議の終了予定時間は、午後3時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、議題の(1)指定管理者の選定について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料1」】
浅野会長	只今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【特になし】
浅野会長	次に、議題(2)指定管理者の選定方式について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料2」】
委員	複数の団体が応募してきたわけではないので、この団体が各施設の指定管理者としてよいかどうかを、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に照らして、各委員が審査をし、多数決で決する採決方式を採用するということですね。
浅野会長	採決方式でよろしいですか。
委員	【全員異議なし】

浅野会長	次に、(3)「平成26年度以降の指定管理者の選定について」を議題とします。施設ごとに審議をしたいと思います。始めに①「みよし市立福祉センター」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料3-1」】
委員	社会福祉法人の人件費比率などの基準はありませんか。
事務局	確認はしていませんが、みよし市社会福祉協議会は、みよし市とともに福祉事業を行っていく団体として、みよし市から運営補助金を交付し運営が行われています。
委員	収支計画について、5年間とも同じ人員で同じ経費を使い同じサービスの提供となっています。消費税も8%、10%になるといっていますが、収入は非課税だが、支出には消費税がかかるようになりますが、そのあたりはどうなのでしょう。
事務局	始めに向こう5年間の基本協定を締結し、単年度ごとに年度協定を締結していきます。突発的なことについては年度ごとに経費を含め年度協定の中で、対応していくこととなります。 また、大きな工事や修繕が必要な場合は、市が予算を組んでいくこととなります。
委員	これまでも年度ごとにチェックは入っていたということですね。また、このような方式で過去から管理は行われており、特に問題も生じなかったということですね。
事務局	そのとおりです。
委員	指定管理料に人件費は計上されていませんがよろしいですか。
事務局	人件費は、社会福祉協議会への運営費の補助金で対応しています。社会福祉協議会全体の収支に、施設管理委託料の収入があり、その中に人件費は含まれていないということです。
浅野会長	他になければ、平成26年度以降の「みよし市立福祉センター」の指定管理者については他にご意見がなければ、申請者調書の選定基準(条例第4条)に基づき総合的に審査し、指定管理者として応募した「社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会」で、よろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、②「みよし市デイサービスセンター」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料3-2」】
委員	各団体で緊急連絡網は持っているのではないのですか。
事務局	市役所と同様に、各団体では緊急連絡網を整備しています。また、緊急時には市役所の各担当へ連絡が入るようになっています。
委員	この欄については、「各団体既存の緊急連絡体制で対応する」という記載でよろしいのではないのでしょうか。
浅野会長	平成26年度以降の「みよし市デイサービスセンター」の指定管理者については他にご意見がなければ、申請者調書の選定基準(条例第4条)に基づき総合的に審査し、指定管理者として応募した「社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会」で、よろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、③『みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」』について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料3-3」】

委員	太陽の家の3施設では、どのようなことが行われていますか。
事務局	太陽の家では、自動車部品の組み立てなどの軽作業、温室での花卉やミニトマトの栽培、東山太陽の家では木工品づくり、福谷太陽の家では機械部品の組み立てなどの軽作業を行っています。
委員	東山と福谷は憩いの家に隣接しているが、事務的なことは憩いの家の管理人が行っているのですか。
事務局	シルバー人材センターの職員が事務を執行しています。
委員	特に東山は、憩いの家と同じ棟になっていますが、憩いの家との兼ね合いはどうですか。
事務局	管理については別々となっており、太陽の家はシルバー人材センターが管理をすることになります。
委員	事務はそれぞれ3か所で行うのですか。
事務局	シルバー人材センターの事務所は新屋の太陽の家にあり、そこにいる職員が巡回をして3か所の管理をしています。
委員	3か所の管理費はそれぞれどうなっていますか。
事務局	平成24年度の実績では、年間で太陽の家が2,044,688円、福谷が409,599円、東山が30,721円です。
委員	東山は余りかかっていませんね。
事務局	東山は規模的に小さいので光熱水費がほとんどです。
事務局	平成24年度の利用者の実績では、太陽の家が4,315人、福谷が478人、東山が250人となっています。特に東山ですが、平成21年度が273人、22年度が256人、23年度が295人です。
委員	月平均だいたい20人ということですね。
事務局	そのとおりです。
委員	ビニールハウスが破損したときや、大きな備品などの修繕費はどのようなのですか。指定管理は備品などの管理も含めたものなのですか。
事務局	小規模な修繕は、指定管理料の中の修繕費で対応しますが、大規模なものは市の予算で対応します。
委員	指定管理料での修繕費はいくらですか。
事務局	平成25年度では、656,000円を計上しています。
浅野会長	平成26年度以降の『みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」』の指定管理者については他にご意見がなければ、申請者調書の選定基準(条例第4条)に基づき総合的に審査し、指定管理者として応募した「公益社団法人 みよし市シルバー人材センター」で、よろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、④「みよし市立老人憩いの家」について、12館一括で、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料3-4から3-15」】
浅野会長	只今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	12館で指定管理料が異なりますが、積算根拠はどのようなのですか。

事務局	管理料の差で大きいのは、施設の規模も違いますので、光熱水費になります。積算については、これまでの実績に基づき算定しています。 管理人の人件費については各館同額です。
委員	中部憩いの家の名称を変える予定はありませんか。
事務局	今のところ予定はありません。
浅野会長	平成26年度以降の「みよし市立老人憩いの家」の指定管理者については他にご意見がなければ、各憩いの家ごとに採決を取りたいと思います。 申請者調書の選定基準（条例第4条）に基づき総合的に審査し、「中部老人憩いの家」の指定管理者には、「三好上老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「福田老人憩いの家」の指定管理者には、「福田老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「筋生老人憩いの家」の指定管理者には、「筋生老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「打越老人憩いの家」の指定管理者には、「打越老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「黒笹老人憩いの家」の指定管理者には、「黒笹老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「西一色老人憩いの家」の指定管理者には、「西一色老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「明知下老人憩いの家」の指定管理者には、「明知下老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「新屋老人憩いの家」の指定管理者には、「新屋老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「東山老人憩いの家」の指定管理者には、「東山老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「三好下老人憩いの家」の指定管理者には、「三好下老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「福谷老人憩いの家」の指定管理者には、「福谷老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、「明知上老人憩いの家」の指定管理者には、「明知上老人クラブ」とすることでよろしいでしょうか。

委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、⑤「明知下ふるさとふれあい広場」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料3-16」】
浅野会長	只今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【特になし】
浅野会長	平成26年度以降の「明知下ふるさとふれあい広場」の指定管理者については他に ご意見がなければ、申請者調書の選定基準（条例第4条）に基づき総合的に審査し、 指定管理者として応募した「明知下行政区」で、よろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	次に、⑥「太陽の広場」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明「資料3-17」】
浅野会長	只今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	指定管理料は区の会計に入るのですか。
事務局	そのとおりです。
浅野会長	平成26年度以降の「太陽の広場」の指定管理者については他に ご意見がなければ、申請者調書の選定基準（条例第4条）に基づき総合的に審査し、 指定管理者として応募した「福田行政区」で、よろしいでしょうか。
委員	【全員賛成】
浅野会長	全ての施設が終了しました。事務局、他に何かございますか。
事務局	【今後の日程について説明】
浅野会長	以上をもちまして、すべての議事を終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。 それでは、事務局にお返しします。
事務局	ご審議ありがとうございました。 終わりに、健康福祉部長の加藤良信より、お礼を申し上げます。
加藤部長	【お礼のことば】
事務局	以上をもちまして、第2回みよし市立福祉センター等・明知下ふるさとふれあい広場・太陽の広場指定管理者選定審査会を終了します。 一同礼
全員	礼

午後3時終了